



まちづくり出前講座をご利用ください。

講座のテーマは町民の皆さんに自由に決めていただきます。また、町長とまちづくりについて直接語り合い、町と町民の皆さんと一緒にまちづくりを進めるための第一歩として、出前講座を利用してください。

◆対象

町内に住んでいる、または、通勤している3人以上の団体・グループが行う集会などの場にお伺いします。なお政治、宗教、営利、会食等を伴う集会は除きます。

◆講座の内容

町の業務に関することならすべてお応えします。

◆開催準備

会場の予約・準備は講座申込者が行ってください。開催時間は、調整させていただく場合もありますが、なるべく町民の皆さんの希望に沿えるように実施します。会場費などの経費は申込者の方で負担してください。

◆申し込み方法

申込者の代表の方が、開催希望日の1か月前までに申込書を政策推進課、忠類総合支所地域振興課、札内支所、糠内出張所へ提出してください。

(申込書も備え付けてあります。電話、FAX、Eメールでも受け付けています。)

◆問い合わせ先

政策推進課 電話 0155-54-6610

FAX 0155-54-3727

Eメール koho@town.makubetsu.lg.jp

令和5年度に町民の皆さんから要望の多かった講座内容は・・・

- 保健・医療（健康づくり ほか）に関すること
- 防災に関すること
- 消費生活のトラブルと対策に関すること
- 行政に関すること などです。

85件、1,786人の皆さんに利用いただきました！

幕別町町民活動保険制度

町内会に加入する住民の皆さんが安心して活動できる環境を整備するため、町内会が主催する行事、事業その他の町内会活動中に、万一事故が起こった場合に補償する「町民活動保険制度」を実施しています。



【町内会活動】

- ① 公益的な活動であること。
- ② 活動が継続的、計画的であること。なお、年1回の行事や新規行事も町内会の事業計画に位置付けがあれば対象となります。
- ③ 営利を目的としない活動であること。なお、活動に要する実費のみを支給する場合は対象となります。

【補償の内容】

①損害賠償責任事故

町内会及び町内会活動に参加する町民が次の事故により、他人の生命、身体を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- ・町内会が所有、使用、管理する施設に起因する事故
- ・町内会活動の遂行に起因する偶然な事故
- ・町民が町内会活動に従事している間に生じた事故

②傷害事故

町民が町内会活動に従事中または参加中に、急激かつ偶然な外来事故により、身体に傷害を被った場合に保険金を支払います。

【補償の対象とならない損害】

①損害賠償責任事故

故意、戦争、変乱、暴動、騒擾、労働争議、地震、噴火、洪水、津波等の天災など

②傷害事故

故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為無資格運転、脳疾患、心神喪失、地震、噴火、津波、他覚症状のない腰痛頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）など

※ その他約款上の規定によります。詳しくはお問い合わせください。事故の発生状況により適否を判断させていただきます。

【問い合わせ先】 幕別町役場住民生活部住民課住民活動支援係 Tel.0155-54-2288
E-mail: jyuminkatsudoshienkakari@town.makubetsu.lg.jp

Q&A

町内会の組織の中の子供会、女性部、老人会などが行う行事は対象になりますか？	子供会、女性部、老人会が独自で企画・立案した行事は対象になりませんが、町内会としてその行事の運営費の一部を支給し、かつ町内会として行事の運営に参加があった場合は対象になります。
町内会行事のための準備や練習は対象になりますか？	会場設営のための準備や打ち合わせ等も対象になります。スポーツ大会や盆踊りの練習を個人で行っている場合は対象になりませんが、町内会役員や当該行事の責任者が立ち会いのもとに行われる場合は対象になります。
行事の際の休憩、自由行動の取扱いはどうなりますか？	行事途中での休憩は対象となります。しかし、休憩中に当該行事を行っている場所から離脱して、私的な目的で活動した場合は対象になりません。また、自由解散後の個人の行動についても対象になりません。
行事などの会場への移動中の事故は対象になりますか？	会場と住居との間での事故は対象になります。ただし、通常の経路での事故を対象とし、私的目的で経路を逸脱した場合の事故は対象になりません。

①損害賠償責任事故

賠償の種類	賠償内容	補償限度額
対人賠償	他人の身体にけがをさせた場合	1人につき 3,000 万円 1 事故につき 1 億円
対物賠償	・町内会が所有、使用、管理する施設に起因する事故 ・町内会活動の遂行に起因する偶然な事故 ・町民が町内会活動に従事している間に生じた事故	1 事故につき 1,000 万円

②傷害事故

補償金の種類	傷害内容	補償金額
死亡保険金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から 180 日以内に死亡した場合	200 万円
入院保険金 通院保険金	傷害事故（けが）を直接の原因として、入院または通院して医師による治療を受けた場合（事故当日を含め 180 日以内に限ります。ただし入院日数は 180 日、通院日数は 90 日が限度です。）	1 日につき 入院 3,000 円 通院 2,000 円
後遺障害保険金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合	傷害の程度に応じて 6万円～200 万円
手術保険金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から 180 日以内に手術を受けた場合	手術の種類に応じて 3万円～12 万円

令和6年度

協働のまちづくり支援事業

- ・ 協働のまちづくり支援事業実施状況について … 1 P
- ・ 交付金の交付事例 … 2 P
- ・ 説明資料 … 3 ~ 13 P
- ・ 協働のまちづくり支援事業交付申請書（様式1） … 14 P
- ・ 記載例（協働のまちづくり支援事業交付申請書） … 15 P

幕別町住民生活部住民課住民活動支援係

電話 0155-54-2288

協働のまちづくり支援事業実施状況について

単位：円

事業区分・細目			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
1 町内会活動支援事業												
	①町内会案内板整備		3	137,700	4	107,324	2	114,000	2	149,500	1	100,000
	②行政区内地域サイン整備											
	③町内会備品等保管庫整備		2	13,067			1	3,740	1	100,000	1	13,780
	小 計		5	150,767	4	107,324	3	117,740	3	249,500	2	113,780
2 町内会コミュニティ支援事業												
	①地域コミュニティ活動		9	402,160	2	76,086					1	40,633
	②人材育成支援		10	3,270	7	2,680	14	4,930	3	840	8	3,260
	小 計		19	405,430	9	78,766	14	4,930	3	840	9	43,893
3 町内会等環境美化支援事業												
	①環境美化		32	1,600,493	28	1,578,690	31	1,586,827	32	1,537,795	29	1,536,474
	②環境改善		45	121,688	42	180,526	37	109,704	35	81,405	38	128,679
	③公園等の管理		44	3,225,091	44	3,225,091	44	3,225,091	44	3,225,091	44	3,225,091
	④主要農村道路景観維持管理		1	12,280	1	11,160	1	10,980	1	10,980	1	11,400
	⑤行政区環境整備用機械導入				2	37,950	1	33,000	1	16,390		
	小 計		122	4,959,552	117	5,033,417	114	4,965,602	113	4,871,661	112	4,901,644
4 町内会等助け合い活動支援事業												
	①雪かき支援		13	235,000	17	355,000	14	315,000	17	465,000	15	480,000
	②雪堆積場確保		4	60,000	5	130,000	4	105,000	4	105,000	5	115,000
	③地域内除雪機械導入											
	④地域内排雪										1	15,000
	小 計		17	295,000	22	485,000	18	420,000	21	570,000	21	610,000
5 町内会防災活動支援事業												
	①防災活動		11	435,405	4	350,133	3	285,237	1	120,000	3	124,089
	②防犯活動		2	55,146								
	小 計		13	490,551	4	350,133	3	285,237	1	120,000	3	124,089
6 資源回収実践地区支援事業												
	①資源回収実践地区協力交付金		77	3,712,400	75	3,444,300	78	3,352,400	79	3,115,100	76	2,895,200
合 計			253	10,013,700	231	9,498,940	230	9,145,909	220	8,927,101	223	8,688,606

対前年比(%)	102.4	97.2	91.3	94.9	99.6	96.3	95.7	97.6	101.4	97.3
---------	-------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------

資源回収実践地区支援事業を除く件数、金額	176	6,301,300	156	6,054,640	152	5,793,509	141	5,812,001	147	5,793,406
----------------------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------

資源回収実践地区支援事業を除く対前年比(%)	104.1	97.2	88.6	96.1	97.4	95.7	92.8	100.3	104.3	99.7
------------------------	-------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	------

協働のまちづくり支援事業交付金の交付事例

■町内会コミュニティ支援事業【令和5年度実績 9件 43,893円】

町内会のふれあいまつりや盆踊り等の備品の購入及び借入に要した経費のほか、町が指定する研修会への参加に要した経費が対象となります。

事業例	対象となる主な経費
ふれあいまつり	テント購入費、カラオケに係る音響設備借入れ、焼肉に係る焼き台借入れ、綿あめ機・かき氷機借入れ
盆踊り	和太鼓、発電機、アンプ、マイク、やぐら設置用車両等のレンタル料
運動会	ワイヤレスマイク、アンプ購入費
研修会への参加	交通費、参加負担金

■町内会等環境美化支援事業【令和5年度実績 112件 4,901,644円】

公園・近隣センター花壇苗の植栽や道路植樹ます花壇苗の植栽のほか、ごみ飛散防止ネットやごみサークルの購入費などの経費が対象となります。

事業例	対象となる主な経費
花壇苗の植栽	花の苗、種および肥料の購入費(花木や苗木は除きます)
ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ごみサークルの導入	ごみ飛散防止ネット(ネットに結ぶオモリも対象になります)の購入費、ごみサークルの購入または製作に係る経費



■町内会防災活動支援事業【令和5年度実績 3件 124,089円】

防災計画の策定に係る経費や防災計画に基づく防災訓練の実施に係る経費が対象となります。

事業例	対象となる主な経費
防災計画の策定	防災計画の策定に要する用紙・印刷・製本代 ※防災計画は、行政区内全戸に配布することとします。
避難用非常用持出袋の整備	新たに行政区内全体で整備する購入費 ※防災計画の策定後に購入してください。 ※防災計画に基づき、非常持出品として持ち出し袋に同梱されている携帯ラジオなどを単品で購入する場合の経費についても対象とします。
防災計画による防災訓練等の実施に係る備品及び防災資機材の整備 (備品及び防災資機材、消耗品等)	防災訓練を行うために使用する、発電機・リヤカー・腕章・メガホン・三角巾・備品のレンタル料・講師謝礼などの経費 ※防災計画の策定後に実施してください。

協働のまちづくり支援事業説明資料〔令和6年度版〕

1 町内会活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①町内会案内 板整備	行政区内の案内板 設置	町内会	案内板の設置に係 る経費	2分の1	50,000円	①町内会案内板（以下「案内板」という。）は住民に利用をもたすために設置するものとする。 ②案内板の新設、更新若しくは修繕に係る費用又は案内板作成に係る原材料費を対象とし、次に示す要件を満たすものであること。 (1)案内板に商業広告の記載がないこと。 (2)鉄骨又はこれに類する材質により作成し、長期の使用に耐えられるものであること。 ③案内板の設置は原則として1町内会につき1基とする。ただし、町内会を構成する世帯数（毎年4月1日現在の町内会活動に関する調査票の世帯数とする。以下同じ。）が概ね100世帯を超え、複数の案内板を設置する必要があると認められる場合においては、この限りでない。	・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・設置場所位置図 ・領収書 ・写真

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
②行政区内地域サイエン整備	農業者等による地域サイエンとしての行政区住民統一看板の設置	町内会	看板の設置に係る経費	2分の1	1基につき 35,000円	①農業者等とは、農業者、同一行政区内に居住する住民及び事業所等をいう。 ②当該行政区内の90%以上の農業者が設置するものであること。 ③看板は設置者の私有地内に設置する。 ④設置する看板は、行政区内同一のデザイン（色、形状、大きさ等）とし、地域名及び世帯名を記載すること。 ⑤看板の制作及び設置に係る費用を対象とし、看板の修繕にかかる費用は除く。	・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・設置場所位置図 ・設計図 ・設置者一覧表 ・町内会名簿 ・領収書 ・写真
③町内会備品等保管庫整備	町内会備品及び防災資機材保管庫の購入及び修繕	町内会 複数町内会	備品保管庫の購入に係る経費	2分の1	100,000円	①町内会が使用する備品保管庫購入及び修繕に係る費用を対象とする。	・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・設置場所位置図（別途管理者と協議を行うこと） ・領収書 ・写真
			備品及び防災資機材の保管庫の修繕に係る経費	2分の1	25,000円	②備品保管庫に設置する棚等の購入及び修繕についても対象とする。	
			防災資機材等保管庫の購入に係る経費	3分の2	200,000円	①防災計画を有する町内会であること。 ②防災計画を有する複数町内会での設置も対象とする。 ③基礎（地杭等）と倉庫は一体化したものであり、施錠できること。 ④倉庫内設置の収納棚も対象とする。 ⑤整備する倉庫に「防災倉庫」と明記すること。	

2 町内会コミュニティ支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①地域コミュニティ活動	盆踊り・運動会等 地域コミュニティ に関する事業にお ける備品等購入及 び借入	町内会 複数町内会	備品の購入等に係 る経費	3分の2	60,000円 複数町内会での 実施の場合、 1町内会につき 50,000円	①地域コミュニティの醸成を 図るため実施される事業に ついて、備品の購入及び借 入に要した経費を対象とす る。 ②地域のコミュニティに関す るいずれかの事業のうち、 年度内1事業のみ対象とす る。 ※補足説明 備品とはその性質又は形 状を変えることなく比較的 長期にわたって使用に耐え うるものをいいます。	・[様式1]協働のま ちづくり支援事業 交付金交付申請書 ・事業案内 又は日程表 ・領収書 ・写真
②人材育成 支援	町が指定する研修 会に参加	町内会	研修会の参加に係 る経費	2分の1	なし	①交付金の対象となる研修会 は町が指定したものとす る。 ②研修会参加に係る交通費及 び参加負担金を対象とす る。 ③対象とする交通費は、公共 交通機関を利用する場合は 当該運賃とし、自家用車を 利用する場合は、公共交通 機関の運賃相当額とする。 ④1町内会につき、2名まで の参加とし、年1回とする。	・[様式1]協働のま ちづくり支援事業 交付金交付申請書 ・参加者名簿 ・領収書 ・研修会資料等の 写し

3 町内会等環境美化支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①環境美化	公園、近隣センター・忠類地区の町内会会館への花壇苗の植栽	町内会等	苗等の購入に係る経費	3分の2	40,000円	①花の苗、種子及び肥料の購入に係る経費を対象とし、花木、苗木及び永久木は除く。 ②花壇の管理に係る経費は対象としない。	・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・花壇等設置場所位置図 ・領収書 ・写真
	道路植樹ますへの花壇苗植栽		苗等の購入に係る経費	1分の1	なし		
②環境改善	ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ごみサークルの導入	町内会	ごみネットの購入、ごみサークルの購入または製作に係る経費	2分の1	各1セットにつき2,500円	①ごみ飛散防止ネット（以下「ネット」という。）及びカラス対策用ごみサークル（以下「サークル」という。）の配置場所は、町内会が指定するごみ集積所とする。 ②ネット、サークルの管理者及び管理方法を定めること。 ③ネットの代用品としての金網やネットに結ぶオモリも対象とする。 ④サークルは、ごみ回収後に通行の妨げにならないよう収納が可能なものとする。 ⑤サークルは、既製品の購入経費または製作に要した経費を対象とする。	・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・設置場所位置図 ・管理者及び管理方法 ・領収書 ・サークルを製作した際にはその材料内訳を添付） ・写真

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
③公園等の 管理	公園及び地域管理 パークゴルフ場清 掃	町内会	清掃を行った面積	定額 一箇所につき 10,000円及び 1㎡につき18円	なし	①町内会が管理する公園及び 当該公園内に設置している トイレを対象とするが、地 域が設置管理を行うパーク ゴルフ場についても対象と する。	※交付申請書の提出 は、必要ありませ ん。交付基準に基 づき毎年6月に交 付します。
	公園内のトイレ清 掃		清掃を行った箇所	定額 一箇所につき 11,000円	なし		
	千住川緑地帯・せ せらぎ団地緑地、 公営住宅周囲等清 掃		清掃を行った面積	定額 一箇所につ き 10,000円及び 1㎡につき6円	なし	①当該事業内容については、 町長が特に必要と認める場 合に対象とする。	・[様式1]協働のま ちづくり支援事業 交付金交付申請書 ・作業箇所図 ・事業実施理由書 ・作業面積 ・写真
④主要農村道 路景観維持 管理	農村景観維持を図 るための主要農村 道路の草刈等維持	町内会 複数町内会	草刈等維持を行っ た人数及び面積	定額 人数割 1,000円 作業割 3円/㎡	なし	①町長が別に定める路線に対 する行政区内住民自らが行 う事業を対象とし、同一箇 所にかかる事業の承認につ いては、年度内につき1回 を限度とする。 ②要綱別表に掲げる基準のう ち、人数割とは、当該事業 を行った延べ人数とする。 ③要綱別表に掲げる基準のう ち、作業割とは、片側幅2 mについて、作業を行った 延長とする。	・[様式1]協働のま ちづくり支援事業 交付金交付申請書 ・作業箇所図 ・作業面積 ・参加者名簿 ・写真

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
⑤行政区域環境整備用機械導入	刈払い機の導入	町内会	刈払い機の導入に係る経費	2分の1	1台につき 30,000円	①機械の維持管理に係る経費は対象としない。 ②機械の管理、使用の際は安全に十分配慮すること。 ③草刈り機、枝等粉砕機及び耕うん機の導入は、1町内会につき1台を限度とし、導入後10年を経過するまで処分してはならない。 ④洗浄機購入に係る経費は、草刈り機を長期間利用することを目的とするため、草刈り機を所有している町内会または導入する町内会に限り購入経費を対象とする。	・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・機械保管場所位置図 ・管理者 ・領収書 ・写真
	草刈り機等の導入	町内会	草刈り機（洗浄機を含む）の導入に係る経費	2分の1	草刈り機 250,000円 (洗浄機含む)		
	枝等粉砕機の導入	町内会 複数町内会	枝等粉砕機の導入に係る経費	2分の1	150,000円		
	耕うん機の導入	町内会 複数町内会	耕うん機の導入に係る費用	2分の1	50,000円		

4 町内会等助け合い活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①雪かき支援	高齢者の一人暮らし世帯及び高齢者世帯並びに単身障がい者等の除雪支援	町内会等	除雪を行った戸数	定額 1戸につき 5,000円	なし	①行政区内の住民自らが当該区域内において行う事業及び任意団体が幕別町内で行う事業を対象とする。 ②交付の対象とする除雪戸数は実戸数とする。	・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書
②雪堆積場確保	市街地の空き地等における雪堆積場の確保	町内会	堆積場の確保に係る経費	1分の1	堆積場1箇所の面積 330㎡未満 10,000円以内 330㎡ ～660㎡未満 15,000円以内 660㎡以上 20,000円以内	①市街地内又は市街地に隣接する私有地に設置する雪堆積場を対象とする。 ②雪堆積場は、町内会が土地所有者と協議し、契約等を行うものとする。 ③雪堆積場は、4戸程度の住民が利用できる土地を選定すること。 ④対象とする経費は土地の確保に係る額とする。ただし、要綱別表の交付基準に定める限度額を限度とする。 ⑤契約期間が満了したとき及び融雪後は、町内会の負担により清掃等を行い、原状回復し土地所有者に返還することとする。 ⑥雪堆積場の排雪を行うときは、町内会の負担による。	・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・契約書(写し) ・設置場所位置図 ・土地図面 ・領収書 ・写真

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
③地域内除雪 機械導入	行政区内の通学路 等歩行者安全確保 のための除雪及び 近隣センター・忠 類地区の町内会会 館除雪のための除 雪機械及び小型融 雪機械の導入	町内会 複数町内会	機械の購入に係る 経費	1 分の 1	250, 000円	①交付金の対象となる機械の 導入は、1 町内会につき 1 台を限度とし、導入後10年 を経過するまで処分しては ならない。 ②機械の維持管理に係る経費 は対象としない。 ③導入した機械は、雪かき支 援事業において使用するこ ともできることとする。 ④機械の管理、使用の際は安 全に十分配慮すること。	・[様式1]協働のま ちづくり支援事業 交付金交付申請書 ・除雪路線図等 ・機械保管場所 位置図 ・管理者 ・領収書 ・写真
④地域内排雪	行政区内の道路及 び交差点の安全確 保のための排雪	町内会	排雪に係る経費	2 分の 1	排雪区間 1 m につき500円 交差点のみの排 雪の場合 4 差路交差点 34, 000円 T 字路交差点 17, 000円	①市街地における排雪に係る 経費を対象とする。 ②同一路線又は交差点の排雪 に対する交付金の交付は、 年度内 1 回を限度とする。 ③排雪に係る契約等は、町内 会が行うこととする。 ④同一路線の排雪は、道路の 片側につき、交差点を両端 とする区間を同一排雪区間と し、その区間全てを排雪す る路線を対象とする。 ⑤排雪作業を行うにあたって は、安全に十分配慮するこ と。	・[様式1]協働のま ちづくり支援事業 交付金交付申請書 ・排雪路線図 ・領収書 ・写真 ※排雪を業者へ委託 する場合は次の書 類も必要とする。 ・契約書 ・安全管理者 ・道路使用許可申請 書（写し）

5 町内会防災活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①防災活動	防災計画の策定	町内会	計画の策定に係る経費	1 分の 1	100,000円	①防災計画を新たに策定する町内会又は既に策定した町内会を対象とする。 ②防災計画は、町が別に示す計画を基本に策定し、行政区内全戸に配布することとする。 ③策定した防災計画の変更等に係る経費は対象としない。ただし、町の計画等の改訂に伴う変更に係る経費は対象とする。	・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・領収書 ・防災計画書2部
	防災計画による避難用非常持ち出し袋の整備	町内会	整備に係る経費	3 分の 1	1セットにつき1,000円	①防災計画に基づき、新たに行政区内全体で整備する避難用持ち出し袋の購入等に係る経費を対象とし、更新並びに避難用具等の追加及び補充については対象としない。 ※防災計画に基づき、非常持出品として持ち出し袋に同梱されている携帯ラジオなどを単品で購入する場合の経費についても対象とする。	・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・町内会名簿 ・領収書 ・写真

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①防災活動	防災計画による防災訓練等の実施及び防災資機材の整備	町内会 複数町内会	訓練等の実施に係る備品及び防災資機材等の購入費用の経費	3分の2	100,000円	【訓練等の実施に係る備品及び消耗品】 ①防災計画に基づく防災訓練の実施に係る経費を対象とする。 ②防災訓練を実施する際は、安全に十分配慮を行うこと。	・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 【訓練等の実施に係る備品及び消耗品】 ・参加者名簿 ・事業周知文又は日程表 ・領収書 ・写真
			訓練等の実施に係る消耗品等の経費	1分の1	20,000円	【防災資機材等の購入】 ①防災計画に基づく資機材等の整備に係る経費を対象とする。 ※補足説明 ①備品とはその性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用に耐えるものをいいます。 ②消耗品等として扱うものは、「鉛筆、消しゴム、紙などの文具類・三角巾などの医療及び試験研究用品等・腕章などの雑品・備品などのレンタル料・講師謝礼」です。 ③個人に配布するための物品は対象になりません。	【防災資機材等の購入】 ・保管場所 ・管理台帳 ・領収書 ・写真

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
②防犯活動	地域防犯活動における防犯資機材の購入	町内会	防犯資機材の購入に係る経費	3分の2	なし	①地域防犯活動に係る防犯資機材の購入に要した経費を対象とする。 ②原則として月に1回以上、かつ将来にわたって継続して防犯パトロールを行うこと。	・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・パトロール名簿 ・保管場所 ・管理台帳 ・管理者 ・領収書 ・写真

6 資源回収実践地区支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①資源回収実践地区協力交付金	有価物として再生利用の目的となる資源回収を実施した実践地区に対して、資源回収実践地区交付金を交付	実践地区	毎年1月1日から12月31日までの間に資源回収業者に売却した資源	定額 1kg当たり5円	なし	①幕別町資源再生利用の推進に関する要綱による。	・[幕別町資源再生利用の推進に関する要綱様式1]資源回収実施報告書兼交付金申請書

様式第1号（第4条関係）

協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書

年 月 日

幕別町長 飯田 晴義 様

申請者 団体名

代表者（自署）

※申請者本人（代表者）が手書きできない場合は、
記名押印してください。

次のとおり協働のまちづくり支援事業を実施したので、関係資料を添えて申請します。

記

1 事業区分

事業	事業細目	事業費内訳	事業費	交付率	交付金額
町内会活動 支援事業					
町内会 コミュニティ 支援事業					
町内会等 環境美化 支援事業					
町内会等 助け合い活動 支援事業					
町内会 防災活動 支援事業					
合計					

- ※ 事業細目ごとに記入し、事業費内訳欄には、単価・数量等を記入してください。
 ※ 交付率欄には、別表の交付基準における交付率を記入し、定額交付の場合は「定額」と記入してください。
 ※ 契約が必要な事業又はその他証明等が必要な事業は、その書類を添付し、その他関係資料として、領収書の写し及び事業内容を証明できる写真等を添付してください。

2 振込先

金融機関名及び店名	口座番号	口座名義
	普通 当座	

様式第1号（第4条関係）

協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書

年 月 日

幕別町長 飯田 晴義 様

申請者 団体名 ○○町内会

代表者（自署） 会長 ○○ ○○

事業費内訳を
それぞれ記入

※申請者本人（代表者）が手書きできない場合は、
記名押印してください

次のとおり協働のまちづくり支援事業を実施
ます。

事業費総額を
それぞれ記入

事業ごとの交付申請
金額をそれぞれ記入

1 事業区分

事業	事業細目	事業費内訳	事業費	交付率	交付金額
町内会活動 支援事業	町内会備品 保管庫整備	備品保管庫購入 （プレハブ物置 0.79 坪・1 棟 ×90,000 円）	90,000 円	2 分の 1	45,000 円
町内会 コミュニティ 支援事業	地域コミュ ニティ活動	○○町内会ふれあい祭り使用 物品借入れ（発電機 1 台 10,000 円、カラオケ機材 1 式 20,000 円）	30,000 円	3 分の 2	20,000 円
町内会等 環境美化 支援事業	環境美化	○○公園花壇に花の植栽 面積 60 m ² ×8 本/m ² ×80 円	38,400 円	3 分の 2	25,600 円
町内会等 助け合い活動 支援事業	雪かき支援	老人一人暮らし世帯等の除雪 支援（除雪先 3 戸×5,000 円）	15,000 円	定 額	15,000 円
町内会 防災活動 支援事業	防災活動	防災計画の策定（200 冊×150 円）	30,000 円	1 分の 1	30,000 円
		防災計画による防災訓練の実施 （タンカ購入・2 台×22,500 円）	45,000 円	3 分の 2	30,000 円
合 計			248,400 円		165,600 円

※ 事業細目ごとに記入し、事業費内訳欄には、単価・数量等を記入してください。

※ 交付率欄には、別表の交付基準における交付率を記入し、定額交付の場合は「定額」と記入してください。

※ 契約が必要な事業又はその他証明等が必要な事業は、その書類を添付し、その他関係資料として、領収書の写し及び事業内容を証明できる写真等を添付してください。

2 振込先

金融機関名及び店名	口座番号	口座名義
○○信金 ○○支店	普通 123456 当座	○○町内会